

I C T東北推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、I C T東北推進協議会（以下「本協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、建設分野におけるI C T（以下「建設I C T」という。）の活用に関する教育の場を提供し、研修等を実施することにより技術者等の育成を行い、建設I C Tを普及させることにより、生産性の向上及び担い手不足への対応を図り、もって地域の活性化と建設産業の発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建設I C Tの活用に関する研修会及び講習会の実施
- (2) 建設I C Tに関する情報の収集、発信、普及及び啓発
- (3) 建設I C Tに関する調査・研究
- (4) その他本協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本協議会に次の会員を置く。

- (1) 特別会員 本協議会の設立発起人
- (2) 正会員 本協議会の目的に賛同して入会した者

2 本協議会に入会しようとする者は、入会申込書を事務局に提出し、会長の承認を得て正会員になることができる。

(会長)

第5条 本協議会に会長を置く。

2 会長は、会員の互選により定める。

(会議の開催)

第6条 本協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に会員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 本協議会の事務局は、株式会社スリーアイバード内に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項については、会長が定める。

附 則

- 1 この規約は、平成30年5月28日から施行する。
- 2 本協議会の最初の会長は、一般社団法人秋田県建設業協会会長の職にある者とする。

I C T東北推進協議会設立発起人名簿

一般社団法人秋田県建設業協会

一般社団法人日本建設機械施工協会（東北支部）

株式会社スリーアイバード

五城目町（まちづくり課）

秋田県（建設部建設政策課）